

令和2年度答申第61号
令和2年12月24日

諮問番号 令和2年度諮問第74号（令和2年12月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失
権処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、
妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）11条1項の認定（以下「原爆症認定」という。）を受けた疾病に係る医療特別手当の支給を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）33条2項の規定に基づき、当該医療特別手当の受給権を失権させる処分（以下「本件失権処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法10条1項本文は、厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行うと規定し、被爆者援護法11条1項は、

前条1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法24条1項は、都道府県知事は、原爆症認定を受けた者であって、原爆症認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給すると規定し、同条2項は、同条1項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。

- (2) 被爆者援護法施行規則32条1項は、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）は、当該認定の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、厚生労働大臣の指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えて医療特別手当健康状況届を居住地の都道府県知事に提出しなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法施行規則33条2項は、都道府県知事は、医療特別手当受給権者が提出した医療特別手当健康状況届を受理した場合において、当該医療特別手当受給権者が被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないと認めるときは、当該医療特別手当受給権者に対し、文書でその旨を通知しなければならないと規定している。

- (3) 上記(2)の被爆者援護法施行規則33条2項の要件該当性の判断、すなわち、医療特別手当の支給を継続するか否かの判断については、平成26年3月20日付け健発0320第1号厚生労働省健康局長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「運用通知」という。）が、次のように行うこととしている。

ア 医療特別手当健康状況届添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「ア. 定期的に受診し現在治療中」と記載されている者については、同欄の「現在行っている治療の内容」の項目の記載が認定疾病に対する治療として医学的に不適切なものでない限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

イ 医療特別手当健康状況届添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「イ. 定期

的に受診し経過観察中」又は「ウ.定期的に受診はしていない」と記載されている者のうち、認定疾病が悪性腫瘍の者については、再発したとの所見がない場合には、同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の項目の記載等を確認した上、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合」に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 厚生労働大臣は、平成25年6月17日付けで、審査請求人に対し、被爆者援護法11条1項の規定に基づき、審査請求人が罹患している子宮体がんについて原爆症認定をした。

処分庁は、平成25年7月18日付けで、審査請求人に対し、被爆者援護法24条2項の規定に基づき、認定疾病である子宮体がん（以下「本件認定疾病」という。）に係る医療特別手当を支給することとした。

（認定書、「行政不服審査会からの資料提出依頼について（回答）」と題する書面）

- (2) 審査請求人は、令和元年5月15日、処分庁に対し、被爆者援護法施行規則32条1項の規定に基づき、平成31年4月26日付けの診断書（医療特別手当用。以下「本件診断書」という。）を添付して、本件認定疾病に係る医療特別手当健康状況届（以下「本件健康状況届」という。）を提出した。

（医療特別手当健康状況届、診断書（医療特別手当用））

- (3) 処分庁は、令和元年6月18日付けで、審査請求人に対し、「添付の診断書では「子宮体がん」の状態にあると認められないため」との理由を付して、本件認定疾病に係る医療特別手当の受給権を失権させる処分（本件失権処分）をした。

（「医療特別手当健康状況届に基づく審査結果について（通知）」と題する書面）

- (4) 審査請求人は、令和元年9月20日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件失権処分を不服として本件審査請求をした。

なお、審査請求人は、令和元年10月9日付けで、処分庁を経由して、審査庁に対し、同月7日付けの診断書（医療特別手当用。以下「追加診断書」という。）を提出した。

（審査請求書、診断書（医療特別手当用））

- (5) 審査庁は、令和2年12月4日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

医療特別手当のお陰で、今まで生活ができたが、医療特別手当を切られたので、これから生きていけない。血圧も上がり、眠れなくて、不安でたまらない。高血圧で薬も飲んでいるが、ストレスで頭が割れそうになり、半年に1回検査も受けている。医療特別手当をもらえたら、生きていけるので、本件失権処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人は本件健康状況届を提出した時点では被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にはなく、医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

- (1) 運用通知によれば、医療特別手当健康状況届添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目に「イ.定期的に受診し経過観察中」と記載されている者のうち、認定疾病が悪性腫瘍の者については、再発したとの所見がない場合には、同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の項目の記載等を確認した上で、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合」に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えないとされている。

- (2) 本件診断書及び追加診断書によれば、次のことが認められる。

ア 本件認定疾病に関する現症及び検査所見は、「2013年2月28日に上記疾患（注：子宮体がん）で手術実施。現在定期的に再発チェックのため画像検査、血液検査等実施しているが、特に異常を認めていない。」であるから、本件認定疾病について再発の所見はない。

イ 本件認定疾病に対して過去に行った主な治療は、「単純子宮全摘（術）、両側付属器摘出（両側付属器摘出術）、骨盤リンパ節郭清」であり、その実施時期は、「2013年2月28日」とされている。

ウ 本件認定疾病に係る受診状況は、「イ.定期的に受診し経過観察中」とされている。

- (3) そうすると、本件認定疾病については、本件健康状況届を提出した時点

で、受診状況は「イ.定期的に受診し経過観察中」であり、再発の所見がなく、その根治的な治療から5年以上が経過しているから、本件は運用通知が定める医療特別手当の支給を継続する場合に該当せず、審査請求人は被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあるとはいえない。

- (4) したがって、本件失権処分は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和元年9月20日

（審査庁）：同月30日

反論書等不送付通知書の受付：同年12月11日

審理員意見書の提出：令和2年11月18日

（反論書等不送付通知書の受付から約11か月）

本件諮問：同年12月4日

（本件審査請求の審査庁による受付から約1年2か月）

- (2) そうすると、本件では、反論書等不送付通知書の受付から審理員意見書の提出までに約11か月もの期間を要しているが、この間に何らかの調査が行われた形跡はうかがわれないうし、審理員意見書の内容からも、その作成にこれだけの期間を要する事情があったとは考えられない。したがって、審理員意見書が速やかに作成されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、4か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審理手續の迅速化を図る必要がある。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきた（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号、第

13号、第27号、第30号、第31号及び第58号)が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件失権処分 of 違法性又は不当性について

(1) 審査請求人が本件健康状況届に添付して提出した本件診断書には、本件認定疾病について、2013年(平成25年)2月28日に「単純子宮全摘、両側付属器摘出、骨盤リンパ節郭清」の手術を実施した後、定期的に再発チェックのため、画像検査、血液検査等を実施しているが、「特に異常を認めていない」との記載がされている。そして、本件診断書の「認定疾病に対する治療状況」欄を見ると、「認定疾病に係る受診状況」の項目中の「イ.定期的に受診し経過観察中」に○が付され、「現在行っている治療の内容」の項目には何も記載がされていない。

なお、審査請求人は、本件審査請求をした後に追加診断書を提出しているが、追加診断書の内容も、本件診断書の上記内容と同じである。

(2) そうすると、本件認定疾病については、再発したとの所見がなく、現在、何らの治療も行われておらず、本件健康状況届を提出した時点(令和元年5月)で、根治的な治療である子宮摘出等の手術(平成25年2月)から6年以上が経過しているから、本件は運用通知が定める医療特別手当の支給を継続する場合に該当せず、審査請求人は被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあるとは認められない。

したがって、本件失権処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美